第十七号の二様式別表記載要領14中「個人番号」の次に「を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の３の３第１項及び第317条の３の３第１項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12イ(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨」を「その旨」の次に「記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と」を加える。

附　則

第一条　略

３　前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項において「二号施行日」という。）から同条第四号に掲げる規定の施行の日（次項において「四号施行日」という。）の前日までの間における新規則第二条の三の三第十一項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額（第二号及び第三号において「扶養控除額」という。）と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

６　前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（次項において「二号新規則」という。）第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

７　二号新規則第十七号の二様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則第三号様式別表裏面は、令和五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

外務大臣　林　芳正

○外務省令第十三号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十一日

研修員の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線若しくは傍線を付し又は破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。